の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつては同条の規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

A≦0のとき　(B×6.18719965＋B×0.59765462＋C×14.80010520＋C×1.43676185)×0.75

A≧0のとき　{(B×6.18719965＋C×14.80010520)－(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75}×0.75（ただし、(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75－A≧0のときは、(B×6.18719965＋C×14.80010520)×0.75はAとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

(a×6.18719965＋b×14.80010520)×0.75＋c＋d－e

算式の符号

a　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口

b　国勢調査令によつて調査した令和７年10月１日現在における人口

c　次号に掲げる額

d　法第10条第３項本文の規定により総務大臣が法定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

e　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

B　符号Aの算式の符号aに同じ。

C　符号Aの算式の符号bに同じ。

二　前年度における令和八年改正前の省令第二十八条の三の額の過大算定額又は過小算定額

次の算式によつて算定した額

算式

D×0.75－E

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九四四を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。